

みどり青申

第102号



一般社団法人

みどり青色申告会

会長 津本 晃

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

TEL 045-989-5011

FAX 045-989-5022

予約TEL 050-3719-5607

e-mail: midori-airo@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



予約サイト



謹賀新年



謹んで新春のお慶びを申し上げます

旧年中は、会員の皆様には会活動や各種イベントにご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。まもなく確定申告の時期を迎え、本年度より臨時徴収金などのご負担をお願いすることとなりますが、より良いサービスの維持向上に努めてまいります。本年が皆様にとって実り多き一年となりますようお祈り申し上げます。

一般社団法人 みどり青色申告会
会長 津本

晃



謹んで新年のお慶びを申し上げます

旧年中は税務行政に対しまして深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。一般社団法人みどり青色申告会の更なるご躍進とともに会員の皆様方のご多幸とご事業のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

緑税務署

署長 大辻 秀幸

新年号のトピックは...

- 確定申告期間の事務局の対応(P.2-3)、持参するもの(P.5)
- 決算書作成で注意したいチェックポイント(P.6-7)
- 2024年11月よりフリーランス保護新法がスタートしました(P.8)

確定申告に
向けたご案内が
盛りだくさん!



令和6年分 所得税・消費税確定申告相談会(完全予約制)

● 相談日程表・提出期限

- 所得税確定申告相談会 提出期限: 令和7年3月17日(月)
- 消費税確定申告相談会 提出期限: 令和7年3月31日(月)

所得税、消費税ともに
提出期限(最終日)の受付は午前中まで

令和7年1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
	業務開始	年末調整相談会			決算相談会	
12	13	14	15	16	17	18
	年末調整相談会		決算相談会			
19	20	21	22	23	24	25
	決算相談会					
26	27	28	29	30	31	
	所得税 予約相談開始					

2月			
日	月	火	水
2	3	4	5
9	10	11	12
16	17	18	19
23	24	25	26

● 開始時間 (所得税)

- ①9:00 ②9:50 ③10:40 ④11:30 ⑤12:20
- ⑥13:10 ⑦14:00 ⑧14:50 ⑨15:40

※開始時間の5~10分前にご来所ください。(朝の開門は10分前)
※④~⑥は交代制による昼休みのため、予約枠数が少なくなります。

ご相談時間は、おひとりさま 最大 **45** 分間となります。

● 予約受付・変更

①WEB、来所

当会ホームページに予約サイトを公開中

※**受付**: 前日の正午まで **変更・キャンセル**: 原則予約日の2営業日前まで
それ以降はお電話にて承ります。



スマホ、タブレット
はこちら

②電話

予約受付・変更 専用電話 ※平日 午前9時~午後5時

050-3719-5607 または **080-9566-8518**

※繋がらない場合には恐れ入りますが時間または日にちをおいてから再度お掛け直してください。

→メモ

(予約の際にご記入ください)

予約日	時間
月 日()	時 分~



(一社)みどり青色申告会

045-989-5011

予約専用TEL 050-3719-5607

080-9566-8518

平日 午前9時～午後5時

3月		
木	金	土
		1
6	7	8 午前のみ
13	14	15 午前のみ
20	21	22 午前のみ
27	28	3/1 午前のみ

3月						
日	月	火	水	木	金	土
2	3 代理送信 受付終了	4	5	6	7	8
9	10	11 有料1回2,000円加算 3/17まで	12	13	14	15
16	17 所得税最終 午前のみ	18 特別休暇	19 消費税 予約相談開始	20	21	22 午前のみ
23	24	25	26	27	28	29
30	31 消費税最終 午前のみ					

● ご予約に際しての注意事項

☑ **有料料金**について(◆…今年度より導入)

所得税	①【臨時徴収金】	初回のみ	1,000円◆
	※令和6、7年度のみ(2年間の暫定措置(会費の額改定、施行後は廃止))		
	②【期間中の再予約】	2回目	2,000円
		3回目以降	5,000円
	③【3月11日～17日(期限間際)の相談】		
		1回	2,000円※①、②に加算
消費税	【初回のみ】	一般課税	2,000円◆
		簡易課税・2割特例	1,000円◆
	【期間中の再予約】	2回目以降	2,000円

☑ **ご相談は、所得税・消費税それぞれ1回で完了できるようご準備ください。(相談時間の延長はできかねます。)**

☑ **消費税課税事業者の方は、消費税確定申告相談会も同時にご予約ください。**
 期間:3月19日(水)～3月31日(月) (簡易課税・2割特例 25分間、一般課税 50分間)
 インボイス登録をされている方は、消費税確定申告が必要です。簡易課税・2割特例に対応した
 記帳等が完成している場合に限り、時間内で所得税と同時の確定申告を承ることがございます。

☑ **準会員(ご家族等)のご相談がある方**
 準会員はご予約いただけませんので、原則、正会員とは別日でのご案内となります。

☑ **変更、キャンセルは必ずご連絡ください。(原則:予約日の2営業日前まで)**

☑ **担当者の指名には応じかねます。**

☑ **スペースの都合上、ご来所の際は必要最小限の人数でお願い致します。**

会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の皆さまへ

☆ブルーリターンA 2025バージョンアップ版ソフトを**必ずインストール**してください。

※「インターネット環境でのご利用(推奨)」に設定された方は、インターネットを介した『自動ダウンロード方式』となります。(1月中旬頃公開)

※「インターネット未接続でのご利用」の方は、1月中旬～下旬頃CDが送付されます。(ソフトインストールのサポートは**対応できかねます**)

※バージョンアップを行うことで、データが消えることはありません。引き続き会計年2024の操作を行うことが出来ます。

☆**パソコンの持ち込みはNGです。**

入力済データは必ず**バックアップ**をして**USBメモリ**等でご持参ください。



ご相談にあたっての注意事項

土地・建物や先物取引、FX、暗号資産、特定口座以外の株式の売却などの申告がある方は、申告会でご相談を承ることはできません。事務所にて事業所得、不動産所得などの青色申告決算書や確定申告書(第一表、二表)をご準備の上、A、Bのいずれかにてご相談ください。

A. 税務署へ相談

(税務署の確定申告会場の開設期間などの案内はP.8をご参照ください。)



詳しくはこちらのQRコードをご覧ください。



B. 税理士へ相談

(**有料** 申告会より会員の税理士をご紹介します。)



予約制 4月以降の事務局への記帳相談予約について

予約受付

● WEB(PC、スマホ、タブレット)

令和6年3月1日(金) 午前9時～

- ※4月以降は利用する日の2ヶ月前の日から予約できます。
- ※税理士による税務相談、不動産に関する相談(詳細はP.10)についてもWEB予約できます。
- ※ご予約には会員番号、パスワードが必要です。



↑スマホ
タブレットは
こちら

● 電話・来所

令和6年3月19日(火) 午前9時～

※所得税の確定申告期間終了後より承ります。ご理解をお願い致します。

予約TEL:050-3719-5607

午前9時～午後5時

ご予約のうえ、
ご来所ください。



決算相談会実施中! 令和7年1月24日(金)まで 土日祝日、年始(～1月3日)、16日午後を除く

- 決算整理の帳簿上の処理
- 年末の前払いや未払いの経費の取扱い
- 棚卸しの仕方
- 確定申告当日の持ち物確認 など

確定申告期間中の記帳(入力)相談はお受けしておりません。

確定申告前の最後の相談期間です。

相談
時間

午前: 9時、10時、11時～
午後: 1時、2時、3時～



令和6年分確定申告の際に持参するもの

チェック欄	区分	提出	名称	内容	
<input type="checkbox"/>	決算		通帳・借入金残高	日々の実際有高と帳簿残高の金額を合わせて下さい。	
<input type="checkbox"/>			月別総括集計表、合計残高試算表	月間、年間合計は必ず記入して下さい。	
<input type="checkbox"/>			令和6年末棚卸明細	年末に商品等の在庫がある方は棚卸しを行い、期末在庫の明細書を作成のうえ、金額を合計して下さい。	
<input type="checkbox"/>		○	令和6年分の決算書	控用決算書に月別の売上、必要経費の科目ごとの合計額を記入して下さい。 注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。	
<input type="checkbox"/>	消費 税	○	令和6年分の確定申告書	下書き用申告書(手引きの最終ページ)の分かる箇所を記入して下さい。 注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。	
<input type="checkbox"/>			確定申告のお知らせハガキ 又は納付書同封お知らせ通知書	令和7年1月下旬に送付された場合は、忘れずにご持参ください。 ※税務署から送付された書類は全てお持ちください。	
<input type="checkbox"/>			源泉徴収票(公的年金など含む) 支払調書	令和7年1月末頃までに支払い元の事業者、日本年金機構、生命保険会社等から送付されます。 公的年金は改定や振込通知書との取り違えにご注意下さい。	
<input type="checkbox"/>		○	株式等の譲渡所得等の計算明細書 / 寄付金税額控除の計算明細書	令和6年の申告で必要な人は必要事項を記入の上、ご持参下さい。	
<input type="checkbox"/>		○	医療費の明細書又は通知書	領収書から明細書を作成し添付します。「医療を受けた方の氏名」、「病院、薬局などの支払先の名称」毎に合計して記入できます。	
<input type="checkbox"/>			国民健康保険の通知ハガキ	令和7年1月末頃に区役所より送付されます。 令和6年中の支払額が不明の場合には、事前に区役所へお問い合わせ下さい。	
<input type="checkbox"/>		○	国民年金(年金基金) 保険料控除証明書	令和6年11月上旬に日本年金機構より送付されます。添付が義務となっていますので、ハガキが見当たらない場合には日本年金機構へご請求ください。または、登録するとマイナポータルに通知書が電子データで届きますので、印刷してご持参ください。	
<input type="checkbox"/>		○	小規模企業共済掛金控除証明書	中小機構より令和6年11月中旬にハガキが送付されます。 (10月から12月にご加入の場合は、2月中旬に送付されます。)	
<input type="checkbox"/>		○	生命・地震保険料控除証明書	保険会社より送付されます。	
<input type="checkbox"/>			配偶者・扶養者の源泉徴収票など	配偶者(特別)控除の適用と定額減税額算定にあたり、所得が分かる書類をご持参ください。	
<input type="checkbox"/>		○	その他必要な物(証明書など)	寄附金控除証明書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など	
<input type="checkbox"/>		署名		マイナンバーカード	e-Taxで申告をする方(代理送信する方は除く)は、スマホ搭載タイプではなくカードタイプのものをお持ち下さい。 注意：電子証明書の有効期限(5年間)をご確認ください。
<input type="checkbox"/>				暗証番号(パスワード)・利用者 識別番号等を控えた用紙	e-Taxで申告する方 マイナンバーカードの利用には、交付の際にご自身で設定したパスワードが必要です。
<input type="checkbox"/>	消費 税		納付書(所得税・消費税)	振替納税をご利用でない場合に、税務署より送付されます。	
<input type="checkbox"/>			還付先口座	還付となる場合には、還付先の口座がわかるもの (屋号のない、申告者ご本人名義の口座に限ります)	
<input type="checkbox"/>	消費 税		令和4、5年分(2ヶ年分)の所得税 及び消費税の申告書、決算書	確定申告書(控)・決算書(控)、白色申告の人は収支内訳書(控)	
<input type="checkbox"/>			決算までの自己チェック表	本紙P6,7「決算書作成で注意したいチェックポイント!」をご確認ください。	
<input type="checkbox"/>		その他		帳簿類	ブルーリターンAをご利用の方は、令和6年12月末まで入力済のデータ (USBメモリ等)
<input type="checkbox"/>				車両などの売買契約書等	令和6年中に車など資産の購入、買換えがあった場合
<input type="checkbox"/>				「2割特例」適用可否フローチャート	2割特例が適用できるか、ご自身で確認してください。
<input type="checkbox"/>			課税取引金額計算表	簡易課税、一般課税で申告される方で手書帳簿の方は必ず記入してご持参 下さい。	

決算書作成で注意したい

チェックポイント!

✓ チェックして申告
当日に持参しよう!

事業所得編



チェック	売上 (収入) 金額
	<ul style="list-style-type: none"> ●未収入の売上 (売掛) の計上漏れはありませんか? →実際に代金を受け取っていなくても、年内に金額の確定したものは売上とします。
	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食業や小売業などで商品を扱っている方は、家事 (事業) 消費を計上していますか? →仕入れた商品・材料を家事 (事業) で消費したときには売上金額 (自家消費) に加算します。(通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれが多い額)
	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税が源泉徴収される売上を手取り額で計上していませんか? →所得税が源泉徴収される前の金額によって計算し、源泉所得税は確定申告で精算します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●売上先ごとに売上 (収入) 金額の集計を行いましたか? →決算書に「売上 (収入) 金額の明細」欄がございます。金額の大きい所から、「売上先名・所在地・インボイス登録番号 (法人番号)・売上 (収入) 金額」を記載します。

チェック	仕入金額
	<ul style="list-style-type: none"> ●未払いの仕入 (買掛) の計上漏れはありませんか? →売上と同様に納品を受けているものは、代金が未払いでも仕入金額に加算します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●仕入先ごとに仕入金額の集計を行いましたか? →決算書に「仕入金額の明細」欄がございます。金額の大きい所から、「仕入先名・所在地・インボイス登録番号 (法人番号)・仕入金額」を記載します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●年末の棚卸は行いましたか? →年末 (インボイスを登録した方は登録の前日と年末) に商品・材料ごとに棚卸を行い、棚卸表を作成します。消費税課税事業者の方は税区分も分けましょう。数量と最終仕入原価を掛け合わせて計算した金額は、売上原価から除きます。

チェック	必要経費
	<ul style="list-style-type: none"> ●家事上の費用 (所得税、住民税、健康保険料、罰金など) を経費にしていませんか? →必要経費になりません。ただし、税金のうち、個人事業税や消費税 (税込経理の場合) は経費となります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●家事関連費 (水道光熱費、地代家賃、通信費、車両関係費等) が全額経費になっていませんか? →全額を経費に含めている場合には、家事使用分を按分するなどして経費から除きます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●車などのローンの返済額が計上されていませんか? →元本部分は経費に計上できません。取得価額により減価償却費の計算を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ●減価償却の計算は正しくされていますか? →10万円以上の備品や機械などは、減価償却費の計算が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ●専従者給与は適正ですか? →専ら事業に従事していること、届出額の範囲内で、従事内容や他の使用人の給与などから見て妥当な額を実際に支払っていることが要件です。

Panasonic Homes

賃貸住宅で
今、人気の設備とは?

詳細は、同封している
賃貸住宅設備ランキングのチラシをチェック!

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

退職金の準備が
中小規模の
お手伝いします

制度の特長

- 1 経営者のための
退職金制度
廃業後の生活資金をあらかじめ準備しておく共済制度。
- 2 掛金は
全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除。
- 3 受取時も
税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」。

共済相談室 TEL 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットなら24時間いつでも質問!

Be a Great Small.
中小機構

小規模共済 検索

 **✓ チェックして申告当日に持参しよう!**

不動産所得編



チェック	賃貸料
	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約等で年内に受け取るようになっていない未収家賃の計上漏れはありませんか？ ➔ 実際に代金を受け取ってなくても、その年の賃貸料に計上します。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 預り敷金のうち、入居者退去などに合わせて返還不要となった部分の計上漏れはありませんか？ ➔ 収入金額のうち、その他収入に計上します。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自販機設置の手数料収入、電柱の土地賃貸料などはありませんか？ ➔ 建物の賃貸でなくとも、不動産の収入として考えます。 売電収入があった場合も収入に計上します。(貸付部分以外は申告書の雑所得へ計上)

チェック	必要経費
	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付部分以外（ご自宅など）の固定資産税や修繕費用が計上されていませんか？ ➔ 家事使用分を按分するなどして、ご自宅部分などは経費から除きます。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 修繕費のうち、20万円以上の支出はありませんか？ ➔ 資産価値を高める改修工事等として、減価償却費の計算が必要な場合があります。 詳細は事務局までご相談ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災（地震）保険料のうち保険期間10年（5年）などの、保険料はありませんか？ ➔ 保険期間が1年契約でないものは、月割計算を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入金利子は適正ですか？ ➔ 元本の返済額は経費にできません。貸付割合分の利子のみ計上します。 また、損失がある場合、損失の金額に土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分がある場合、その部分は不動産所得以外の所得との損益通算はできません。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業的規模（5棟10室以上）がないのに専従者給与を計上していませんか？ ➔ 他に事業所得がなく、事業的規模がない場合には専従者給与は計上できません。

会計ソフトでの日々の記帳から決算書作成前の自己点検手順

ブルーリターン 

ジョブカン Desktop 

Aflac アフラック

＜一般社団法人みどり青色申告会担当＞
がん・医療福利厚生制度 募集代理店




株式会社 マイペース
お問い合わせはこちらから! → 

0120-788-766

〒226-0011 横浜市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F
TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072
URL <https://mypace.co.jp/> E-mail sales@mypace.co.jp

株全国儀式サービス 24時間365日
電話1本 **相談無料**

3つの終活サービス

- ①「葬儀支援サービス」
万一の際に、全国共通の葬儀基本セットを安価で提供。
☎0120-421-493  詳しくは▶
- ②「家族のための生前整理・遺品整理」
ご家族に代わって、お部屋の片付けのお手伝い。
☎0120-204-122  詳しくは▶
- ③「家族のための相続手続」(NCPグループ)
不動産・預貯金などの名義変更はお任せください!
☎0120-204-122  詳しくは▶

緑税務署から確定申告のお知らせ

1 緑税務署申告書作成会場の開設期間

令和7年2月17日(月)～3月17日(月)

※土、日及び祝日を除きます。ただし3月2日(日)は開場します。

受付 午前8時30分～午後4時まで

相談 午前9時15分～午後5時まで

- 会場では原則スマートフォンで申告書の作成指導を行います。
- 入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、当日会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することができます。
- 1月から4月中旬まで当署の駐車場は使用できません。

入場整理券の
事前発行は
こちら



2 令和7年1月から、申告書・届出書等の全ての文書の控えに 收受日付印の押なつを行わないこととしました。

申告書・届出書等を書面で提出する際には、申告書・届出書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。

また、申告書・届出書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

3 税務署窓口での国税の納付は9時～16時までをお願いしていますが、 令和7年4月14日(月)からは納税証明書交付請求手数料の 納付を含め9時～15時までをお願いします。

- 国税の納付はキャッシュレス納付が便利です。
- 電子納税証明書 (PDF) はオンラインで請求と受け取りができます。

国税庁 HP(<https://www.nta.go.jp>)

「納税・納税証明書手続」をご覧ください▶



問合せ先 緑税務署 〒225-8550 横浜市青葉区市ケ尾町 22-3 ☎045-972-7771 (代表)

2024年11月より **フリーランス保護新法** (フリーランス・事業者間取引適正化等法) **がスタートしました!**

※フリーランスとは「従業員を使用していない(専従者は含みません)」「事業者を相手に取引している」事業者のこと

フリーランスの取引を適正化、安心して働ける環境を整備することを目的に、新しい法律が施行されました。この法律では取引条件の明示など、フリーランスに業務を委託する発注事業者が守らなければならない義務が定められています。

新法の詳細の
ご確認はこちら▶



政府広報



内閣官房



公正取引委員会

発注事業者から仕事の委託を受けた際に発生したトラブルに関して、厚生労働省から委託を受けた弁護士に相談できます(相談は無料)。



詳しくは



フリーランス・トラブル110番

検索

令和6年度 納税表彰受彰報告

令和6年11月22日 神奈川県庁

【神奈川県知事表彰】
津本 晃氏(会長)

令和6年11月26日 メロンディアあざみ野

【緑税務署長表彰】
池邊 雅章氏(理事)

【緑税務署長感謝状贈呈】
永畷 尚暁氏(事務局長・副会長)

【一般社団法人みどり青色申告会会長表彰】
佐藤 千枝子氏(広報委員)
永畷 尚暁氏(事務局長・副会長)

令和6年11月27日 緑区役所区長室

【緑区納税奨励表彰】
浮穴 浩二氏(副会長)



中学生の「税についての作文」

(一社)みどり青色申告会 会長賞

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催の募集により、緑税務署管内の中学校から多数の応募がありました。

当会では、11月26日にサレジオ学院中学校の橋本拓海さんの作文『税の教育の重要性』を表彰致しました。

おめでとうございます。



各おまつりに出店!

11月に3区のおまつり(中山まつり、青葉区民まつり、都筑区民まつり)とJA横浜まつりに出店、子供向けゲームと申告会及び税情報の広報活動を行いました。

この活動は会員の有志によるものです。来年以降、ご協力いただける方は事務局までご一報ください。



会員親睦日帰りバス研修旅行のご報告

10月7日(月)、34名で箱根旅行に行ってきました。芦ノ湖の海賊船に乗り、箱根神社を参拝した後、宮ノ下の富士屋ホテル「菊華荘」でランチを楽しみました。午後は小田原の「かまぼこの里」に立ち寄り、全体的にゆったりとした旅程でした。

天候は日中曇りがちでしたが、時折晴れ間も見え、気持ちよく過ごせました。特に「菊華荘」でのランチは非常に好評で、皆さんにとって素敵なひとときになったようです。



▲旧御用邸菊華荘ランチ

会員の お店紹介 随時募集しておりますので 事務局までご連絡下さい(初回無料)

個別指導 **AXIS**
仲町台校

代表:小林進介

◆所在地
〒224-0041
横浜市都筑区仲町台1丁目28-6
プラティーク仲町台2F

◆連絡先
045-479-4592 受付時間:(火~土)14:00~21:30
axis.nakamachidai@gmail.com

こんな時には事務局までご連絡下さい

転居 廃業 退会
災害 死亡

お早めに!

正会員が火災や水害により被害を被った場合、又正会員が亡くなった場合は、規程に従い、共済金を給付します。

会員特典 専門家による無料個別相談

※お申し込み、お問い合わせは事務局(TEL:050-3719-5607)まで。

税理士による税務相談 予約制(WEB予約可)

会場 青色申告会事務所 相談時間：50分

4月17日(木)、5月13日(火)、6月18日(水)、7月14日(月)

9:30~、10:30~、11:30~ ※60日前受付開始

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。

協力：東京地方税理士会緑支部

不動産に関する相談

会場 青色申告会事務所 相談時間：50分

① 自宅・事業所・賃貸物件の管理・売却、修繕・リフォーム、新築・建て替えなどの相談 予約制(WEB予約可)

4月10日(木)、5月13日(火)、6月5日(木) 14:00~、15:00~ ※60日前受付開始

青色家づくりサポート 協力：パナソニックホームズ

② 空室、建物改善、滞納等の賃貸経営の問題、相続、土地活用などの相談 随時お申込制

協力：株式会社 市萬

社会保険労務士相談 随時お申込制

労働契約や労務関係、雇用関係の助成金のご相談など、幅広く承ります。

相談時間：30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※源泉所得税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



小林社労士 (当会顧問、青年部員)

弁護士相談 随時お申込制

取引・代金トラブル、相続、交通事故、不動産関係のご相談など、幅広く承ります。相談時間：30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※相続税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



波戸岡弁護士 (当会顧問、青年部員)

※感染症や悪天候などのやむを得ない事情により、急遽中止や電話対応となる場合があります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご報告

令和6年度 理事会(第3回)

日時：令和6年11月20日(水)午後6時30分~

場所：青葉区区民交流センター(田奈)

第2・3会議室

出席：理事24名、監事2名

議題：

- 報告事項 1. 納税表彰受表彰者報告 2. 職務の執行状況報告 3. ブロック・委員会・部会・支部からの報告

協議事項 (継続)

- 審議事項 1. 会長候補の承認について 2. 令和6年度中間収支報告・監査報告 3. 会費値上げ額について 4. 共済規程の変更について 5. 委員候補の承認について

その他

審議事項は採決により承認されました。

今後の予定

令和7年

- 1月3日(金) 迄 年始休暇のため閉所 11日(土) 土曜日相談会 16日(木) 午後 職員研修のため閉所 20日(月) 源泉所得税納付の期限(7~12月分) ※納付の特例適用者 31日(金) 給与支払報告書提出締切 3月17日(月) 所得税の確定申告書提出、納付期限 18日(火) 特別休暇のため閉所 31日(月) 消費税の確定申告書提出、納付期限 4月23日(水) 所得税口座振替日(振替納税の方) 28日(月) 年会費引落日 30日(水) 消費税口座振替日(振替納税の方)

編・集・後・記

コロナ禍が収束気味で一安心も東の間、各国のリーダーの交代が激しくかつ各地できな臭い争いが目立ってきた2025年の幕開けです。我々は確定申告の事前準備をしっかりと、消費税と併せて期日までに仕上げなければならない時期です。世界の平和を願いながら日本産業が発展する一助となるよう足元をしっかりと固めましょう。「情熱と執念」で乗り切りましょう!

広報委員会 担当副会長 浮穴 浩二

車で事務所に来所される方へ

当会の駐車場は、高架下の6台のみです。近隣からの苦情がでております。絶対に路上駐車しないでください

